

『中山世譜』と「冠船御世譜」に関する一試論

An essay on "Chuzan seihu" And "Kansen Goseifu"

大城 直也

Naoya OSHIRO

沖縄県立博物館・美術館、博物館紀要 第十八号別刷
二〇二五年三月十四日

Reprinted from the Bulletin of the Museum,
Okinawa Prefectural Museum and Art Museum, No.18
March, 2025

『中山世譜』と「冠船御世譜」に関する一試論

1) 大城直也

An essay on "Chuzan seihu" And "Kansen Goseifu"

Naoya OSHIRO 1)

はじめに

近世の琉球国は、中国（明・清朝）と日本（江戸幕府・薩摩藩）の間で、国家を運営していった。そのため、琉球は特有の国家制度の構築（官僚制・身分制など）、日中双方の文化を受容しつつ、独自の琉球文化を形成させた¹⁾。

こうした国際関係の中で、琉球は国家のアイデンティティの確認として、史書の編纂を行っていく。それが、一七世紀中葉の羽地朝秀による『中山世鑑』、蔡鐸による『中山世譜』、一八世紀中葉には蔡温が『重修中山世譜』、そして対薩摩藩関係を中心に編纂した鄭秉哲の『中山世譜附卷』、そして『球陽』である。こうした『中山世鑑』・『中山世譜』などの研究については歴史学・文学の視点から成果が出ている²⁾。

ところで、琉球は新たに国王が即位する際、中国皇帝の使者（冊封使）が渡来して行われる冊封がある。琉球国にとっては重要な外交儀礼であり、国をあげて受け入れの準備が行われていた。例えば、日本との関係を示す文物の隠蔽、那覇に駐在する薩摩藩在番奉行を郊外へ移動させるなど整備を行っていた。

このほか、首里城で冊封使の歓待を行っていたが、冊封使の要望により、首里城内で保管されていた土の系図家譜、正史の『中山世譜』が閲覧に供されていた。ただし、ここで閲覧に供される『中山世譜』は、やや特殊性を帯びたものと考えられる。近年、麻生伸一氏が冠船の外交儀礼を分析するなかで、「冠船御世譜」の存在を指摘している。

それは勅使やその他の中国人から、国王妃の出自が「向姓」出身かどうか、同姓不婚に関する質問を尋ねられた際に、「冠船御世譜」を確認して、そこに見える系譜を回答する通達があったことを紹介している³⁾。しかし、麻生氏も指摘しているように現在は「冠船御世譜」の実物が確認できない（付記2）。しかしながら、断片的な史料から「冠船御世譜」の存在を見出すことはできる。

よって、本稿では先行研究に学びながら、①諸史料に見える「冠船御世譜」、②「冠船御世譜」の関係史料、③近代における「冠船御世譜」の伝来状況、と順に検討していく。それを踏まえて、「冠船御世譜」の史料的特徴について述べてみたい。

一 諸史料に見える「冠船御世譜」

それでは、「冠船御世譜」はどういった史料なのか。麻生氏も触れているが、「冠船御世譜」が見える記事を次に紹介したい。

【史料1】⁴⁾

聞得大君加那志様御父章氏越来親方得済、
佐敷按司加那志様御父翁氏豊見城親方謙、
野嵩按司加那志様御父翁氏豊見城親方楷、
右通、冠船御世譜相見得候間、

勅使を始、唐人衆より

御三所様之御氏被相尋儀も候ハ、右通相答候様、久米
村中可被申渡置候、以上、

戌

閏四月廿日

喜舎場里之子親雲上

豊平親雲上

國吉親雲上

惣役

長史

¹⁾ 沖縄県立博物館・美術館 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち3-1-1

Okinawa Prefectural Museum & Art Museum, 3-1-1, Omoromachi, Naha, Okinawa 900-0006, Japan

仮長史

本史料は、「道光一八年冠船付評価方日記 上」に収録されている記事である。それによれば、聞得大君加那志の父については章氏越來親方得済、佐敷按司加那志の父については翁氏豊見城親方謙、野嵩按司加那志の父については翁氏豊見城親方楷、と「冠船御世譜」に記されていることから、冊封使より質問があった場合、上記のように答えること、とある。このことを、惣役・長史をはじめとした久米村方へ通達している。

ところで、この頃の国王は尚育王である。尚育の祖母にあたる聞得大君加那志の出自は向氏国頭親方朝慎の娘である。母にあたる佐敷按司加那志の娘は豊見城按司朝興の娘にあたり、妃の野嵩按司加那志は尚氏豊見城王子朝春の娘である。つまり全員「向」氏の出自である。しかし、ここではそれぞれ違う氏名を冠している。このことは、中国へ同姓不婚を演出していることを意味しているのである。

こうした同姓不婚の演出については、他の史料でも散見される。例えば、尚泰が冊封される同治五（一八六六）年の「冠船付廻文」には次の様にある。

【史料2】⁵

聞得大君加那志様御父章氏越來親方

得済、死後今浦添親方

曾祖父

先佐敷按司加那志様順徳様御父翁氏

豊見城親方謙、死後今兼城里主

曾祖父

先佐敷按司加那志元貞様御父毛氏

我那覇親方世輝、死後今豊見城

王子父

佐敷按司加那志様御父章氏佐久間親方

鴻勲、死後今佐久間親方父

右通、冠船御世譜相見得候間、

勅使を始、唐人衆より被相尋儀茂候ハ、右

之心得を以、相答候様久米村中可被申渡
置候、以上、

附、前条註書之所、唐人衆申聞候而者、

差除候儀茂可致出来候間、其儀者

不相違様是又可被申渡候、

寅

四月十三日

右同

惣役

長史

仮長史

【史料2】も【史料1】と同様に王家の同姓不婚を演出する下達文である。まず、聞得大君加那志の父は章氏越來親方得済であり、今は浦添親方の曾祖父にあたる。先代の佐敷按司加那志順徳の父は翁氏豊見城親方謙、今は兼城里主の曾祖父にあたる。同じく先代の佐敷按司加那志元貞の父は毛氏我那覇親方世輝、今は豊見城王子の父にあたる。そして、佐敷按司加那志の父は章氏佐久間親方鴻勲、現在は佐久間親方の父である。上記のことは、冠船御世譜に確認できることから、勅使を始め、中国人より尋ねられた場合、以上のように回答することを久米村中へ下達している。

ここで興味深いのは、「附」である。それによれば、前条の註書の所は、中国人へ申し伝えては差し障るため、この点は伝えない様という事である。註書の所は傍線部「死後今…」で始まる四人である。ここに出てきた三人は（佐久間親方を除く）、本来は『中山世譜』で「向氏」の出自を持つ人たちであるが、【史料1】と同様に同姓不婚を演出するため、わざと違う氏を用意していた。

では、なぜここまで王家は同姓不婚の演出を実施していたのであろうか。同姓同士の結婚は中国古来の忌避する習慣であった。また、当時の冊封使として渡来した徐保光の『中山傳信録』には次のように見える。

【史料3】⁶

首里四大姓、向・翁・毛・馬。向氏、即国王尚姓之別族少遠、則稱向以別之。故世世不與王家通婚。其本國者、與王家婚姻者、惟翁・毛・馬三家、世為王舅法司。

徐保光『中山傳信録』によれば、首里の四大姓として、向・翁・毛・馬氏であり、向氏は国王の尚姓とは別であり、向を称して区別する。王家と通婚をしない。琉球国では翁氏・毛氏・馬氏の三家が王家と婚姻を結び、代々三司官（「法司」）となる、とある。このことから、一八世紀中葉には、尚王家の同姓不婚を演出していることが分かる。

こうした王家の婚姻については、度々冊封使から質問を受けていたように、嘉慶五（一八〇五）年に琉球へ渡来した李鼎元の『使琉球記』にも見え、王府は【史料3】のように「尚」と「向」は別々の一族であるが、婚姻関係はないと説明をしている。

以上、冊封使の諸記録からも分かる通り、中国側の忌避する「同姓不婚」について一貫して琉球は演出することを貫いていた。しかし、冊封使側の記録を見ていると、王家の家譜である『中山世鑑』・『中山世譜』も確認しており、家臣たちの諸家譜も確認している。すなわち、「冠船御世譜」とは、同姓不婚をする王家の状況を隠すために編纂されたものであり、それを中国側へ閲覧を供する史書だったのである。

ところで、「冠船御世譜」は首里城内のどこに所管されていたのだろうか。これまで掲げた史料からも分かる通り、基本的には冠船の際に、冊封使への対応に用いられた『中山世譜』として機能していた。では、日常的な所管はどこだろうか。それを窺い知ることができる史料が次の記事である。

【史料4】⁷

崇元寺・円覚寺・天王寺・天界寺并龍福寺

御神位様御名之内字画違有之、別紙肩書之通、書上替被仰付置候間、御近習御格護之御世譜、同附卷并王妃寄・議定清冊等取調、御名之内字画違有之候ハ、其分者早々書上替させ、御評定所其御元御格護右同、并球陽・同附卷・中山世鑑・遣老傳・同附卷・古事集・旧記・碑

文記・王代記・年来記・傳職記・冠船御世譜等者以後書替之砌、氣を付直上候様、御取計可被成候、依仰別紙相添此段致御問合候、以上、十二月十四日

東風平親雲上

御系図奉行

同治六（一八六九）年に崇元寺の位牌に文字の誤記があった。そこで王府は、首里城内の史書を点検し誤字の修正を行った。そのときに首里城内で保管されている史書の書き替えを行ったが、その概要が【史料4】である。本史料は、評定所が作成した年中各月日記である。おそらく、評定所から御系図座へ下達されたものである。それらを見ていくと、各史書の記事訂正を行うものに、「冠船御世譜」が含まれていた。

以上、史料中に「御評定所其御格護…」とあることから、「冠船御世譜」は評定所が所管していたと考えられる。

二 「冠船御世譜」とその関係史料

さて、「冠船御世譜」の役割は、王家の同姓不婚の演出だけではなく、それを推察させる関係史料がある。それは、伊波普猷・東恩納寛惇・横山重らによつて編纂された『琉球史料叢書』に収録されている「中山世譜訂正案」（以下、「訂正案」）である。本史料については、東恩納寛惇が次のように紹介している。

中山世譜中、年代や字句、及び書式の相違に對する修正案で、旧系図座關係の天久家から出たものであるらしく、第六卷一部しか傳はつてゐない。又現行世譜には、この訂正案が採用されてゐないので見ると、單に私案として終わつたものかと思はれる。

東恩納寛惇は、系図座に就いていた天久家に伝来する「訂正案」（第六卷一部）を入手している。東恩納寛惇はこの「訂正案」と『中山世譜』を照らし合わせることで、「訂正案」の修正が反映されていないことを指摘し、私案として終わつたものと指摘する。

ところで、「訂正案」は、沖縄県立図書館の東恩納寛惇文庫に伝来している。「訂正案」表紙の次頁には、「呈東恩納君」とあり、真ん中に東恩納文庫の印が押されている【写真2】。またその端書きに次の様にある⁸⁾。

顧氏普天間より貰受、
仮りに世譜訂正案と
名づく。

伊波

『琉球史料叢書』における東恩納寛惇の解説では、「訂正案」について系図座に就いていた天久家伝来と述べていたが、この端書きでは、顧氏普天間家より貰い受け、それを仮に中山世譜訂正案と名付けた、とある。このことから、本史料の命名者は伊波普猷であった。したがって、伊波が「中山世譜訂正案」を命名し、東恩納寛惇へ渡しており、東恩納寛惇は『琉球史料叢書』へ収録する際に、伊波の名付けた史料名で『琉球史料叢書』へ収録されたのである。こうした情報は、『琉球史料叢書』には抜け落ちていた情報であり、原史料によって得られた情報である。

しかし、なぜ東恩納寛惇は「訂正案」の出所を系図座出身の天久家と書いたのか。伊波と東恩納の説明はなぜ違うのか。この点は不明である。

次に、この「訂正案」の中身について検討していこう。「訂正案」の中では、『中山世譜』の記事をベースに、朱書き・朱の傍書がある。各記事には、各士が文書などに押印される丸印が確認される。また記録されているのは「御世譜第六之巻」、「御世譜第七之巻」、「御世譜第十之巻」のそれぞれ一部が収録されている。最も新しい記録は嘉慶七（一八〇八）年までである。この他にも、記録の本文中では「申年御冠船」や「傳信録」という文言が見いだせる。このことから、伝来しているのは一部ではあるが、申年の尚温が冊封される嘉慶五（一八〇六）年以降に作成されたものと推測される。となれば、その次の冊封である尚育王の冊封に備えて、事前準備として、この「訂正案」が作成されたと考えられる。それでは、いくつか具体的な記事を掲げてみたい。

なお、朱書きの囲みは□、朱書きの文字はゴシック体で表記している（以下、同じ）。

【史料5】⁹⁾

尚真王様御録

毛氏越來親方宣之

妃居仁 尚宣威之女生

壽并葬地不傳、

右、唐者、同姓嫁娶不致格式に而、傳信録に茂、向氏者王家と婚を不通段被記置、申年御冠船に茂、御同姓者被奉替候間、朱書之通、姓・御名替上、是より下、此御格に而、毛・馬・翁・東・楊・金之六姓に見合、奉替可然存候、

【史料5】は、王家の同姓不婚について記している¹⁰⁾。ここでは、尚真王の項を掲げたが、妃の居仁の出自は『中山世譜』では尚宣威とある。この朱書きでは毛氏越來親方宣の娘としている。また、それ以降は傍線の姓を用いて書き替えることとなっている。

こうした背景は『中山傳信録』にも見えるように、申の御冠船の際も同姓を隠し、他の氏で答えたことを記しており、同姓不婚の演出を画策しているのである。

その他、「訂正案」と他の史料との関係で見ていくと、次のようにある。まずは、『中山世譜』との関わりは次のようにある。

【史料6】¹¹⁾

尚宣威、五歳失父母云々。景泰四年癸酉。

尚泰
久世

尚金

福世

右、尚泰久王様者、景泰五年に被遊御即位、四年に者 尚金福王様之御代に而御座候間、朱書之通相直可然奉存候、

これは「訂正案」の尚宣威の項である。それによれば、景泰四（一四五三）

年に父母が亡くなり、そのころの治世は尚泰久の頃と『世譜』ではあった。しかし、景泰五（一四五四）年に尚泰久が即位しているため、父母が亡くなった景泰四（一四五三）年は尚金福王の治世である。このことを朱書きの通り訂正すること、となっている。

このことは、どこかの段階で『中山世譜』の誤りに気づき、修正箇所を「冠船御世譜」へ反映させているのである。

ところで、「訂正案」には次のような記事も収録されている。『中山世譜』と関わりがあるため両書を掲げよう。

【史料7】『中山世譜』¹²

庚申年、有那覇府西村仲地親雲上。十二反帆馬艦一隻、通船人数共二十八人、為夏運送到薩州。

【史料8】「中山世譜訂正案」¹³

庚申年、有那覇府西村仲地親雲上。十二反帆馬艦一隻、通船人数

大嶋

共二十八人、為夏運送到薩州。…（中略）…

右、薩州之二字、対唐御都合向如何可有御座有哉、字違等も都而朱書之通相直可然奉存候、

本事例は、嘉慶四（一七九九）年に那覇港から出たマーラン船一隻が薩摩へ出発した記事である。『中山世譜』には「薩州」とあるが、「訂正案」では「薩州」（薩摩）の二字は、中国に対して都合が悪いので、その他、本文中の誤字も含めて書き改めること、とある。これは、【史料7】を収録した『中山世譜』をそのまま冊封使へ提示すると、薩摩藩との関係に気づかれてしまう恐れがあった。そのため、『中山世譜』の記述をベースに、薩摩関係は「大嶋」と表記するなど、日琉関係を隠蔽する役割もあつたのである。

最後に、「訂正案」と『歴代宝案』について見ていこう。

【史料9】¹⁴

明成仁

十五年巳亥云々。諭祭故王尚円、封尚真為中山王、并賜王及妃

皮弁冠服金廂犀帶・綵幣等物（遺老傳云、忠順可嘉、四字扁額、此時賜之）。勅曰、爾先世、繼承王封、事我皇明、忠敬彌篤。乃

父尚圓、自襲王爵、效職良勤、胡不永年、遽焉薨逝。爾、為冢嗣、

國人歸心。矧克象賢。宜膺爵命。茲特遣正使兵科給事中董受・副

使行人司右司副張祥、齎詔封爾為琉球國中山王、并賜爾及妃冠

服・綵幣等物。爾宜儉以修身、懋勤保境安民之道、敬以養德、篤

堅順天事大之心、作鎮海邦、永延其祚。欽哉、故諭。詔曰、惟

我皇明、膺天成命、君主華夷。德化誕敷無間遠邇。爾琉球國、世

居海濱、密邇聲教、慕義稱藩、蓋有年矣。故國王尚圓、敬天事大、

保境安民、職貢歲修、禮意無忒、方隆屏翰之托。豈意訃音來聞。

遠臣云薨、良用悽愴。封建常典、在所舉行。其世子尚眞、稟性純

篤、素得國人之心。奉表請封、實謹藩臣之禮。茲特遣正使兵科給

事中董受・副使行人司右司副張祥、齎詔往封為琉球國中山王、仍

賜以皮弁冠服等物。凡國中官僚・耆舊、尚宜同心翼贊、協力匡扶。

禮度無踰、先猷懋績、庶撫一方於寧謐共享多福於久長。故茲詔示。

想宜知悉。

右通、寶案二相見得申候、勅詔載上候儀者、御先代區々有之候

得共、尚円様御以来者都而被載置候御例格候間、奉載可然奉

候、

【史料9】の冒頭の文章は、『中山世譜』にも記載されている記事である。しかし、その後の朱書きの文章は、明皇帝から尚真王へ充てられた詔勅である。一線は勅書の部分であり（『歴代宝案』一〇一―一四）、後半の二重線の部は詔書である（『歴代宝案』一〇一―一三）。詔勅の引用後にもあるように、これらは『歴代宝案』にも収録されており一致する¹⁵。しかし、この詔勅は『中山世譜』には収録されていない。そのため、「訂正案」によれば、尚円王以降の詔勅を全て載せることは例となる規則であるため、記載すること、とある。すなわち、「訂正案」では、国王冊封の関する記事に附随して、詔勅を掲載することになったのである。

以上、「訂正案」は尚王家の同姓不婚を冊封使へ説明するためだけの役割だけではなく、『中山世譜』の誤った情報を訂正し紹介すること、

そして日本との関係を隠蔽すること、そして歴代の詔勅を引用していたこと、と四つの特徴があつたのである。

ところで「訂正案」を見ていくと、『中山世譜』を点検していく中で、関連史料と校合を行いながら修正しているのである。その情報源は『歴代宝案』や『中山傳信録』、『琉球国志略』などであつた。すなわち対中国外交に関する文書を踏まえて、琉球国としての冊封使への応答に一貫性を持たせていた。

さて、本史料「訂正案」について、東恩納寛惇は、王家の同姓不婚の実情についても触れているが、それがあくまでも「私案」という評価に留まつている¹⁶。しかし、本稿で掲げた【史料1】・【史料2】からも分かる通り、王府は冊封使へ王家の同姓不婚を演出するため、事前に「冠船御世譜」を用意し備えていた。実際に「訂正案」の中【史料5】・【史料9】でも、同姓不婚のこと、『中山世譜』の誤字修正、日本との関係についての隠蔽、を準備していたと分かる。このことから、東恩納寛惇の私案という評価よりは、王府の政策として採用されていた。それが「冠船御世譜」に反映され、国内の正史『中山世譜』には反映されなかったと考えられる。

ところで、中国皇帝からの詔勅は整理され、『歴代宝案』に収録されている。『中山世譜』へも収録されているが、全ての詔勅は引用されていない¹⁷。前段でも述べた通り、「冠船御世譜」は冊封使へ閲覧に供される『中山世譜』であり、詔勅は琉球王権の形成に大きく関わる文書である。そのため、歴代の中国皇帝から下賜された詔勅を自国の正史（『中山世譜』）に引用し、冊封使へ見える形として記載したことは、中国へ忠順な「朝貢国・琉球」の演出になつたのではないだろうか。おそらく、「訂正案」に詔勅の記載方針が確認できることから、「冠船御世譜」には『歴代宝案』に収録されていた詔勅が引用されていたと考えられる¹⁸。したがって、「訂正案」は「冠船御世譜」と大きく関係する史料であり、「冠船御世譜」の下書きに該当する史料と指摘できよう。

三 「琉球処分」以降の来歴状況

最後に、「冠船御世譜」の来歴について見てみよう。本稿の冒頭でも

述べた通り、「冠船御世譜」の実物史料は伝来していない。ところで、一八七九年の「琉球処分」によつて、首里王府の文書はいくつかに移動している¹⁹。大別すると、明治政府が接収した内務省文書、尚王家に移つた尚家文書、沖縄県庁に保管され、最終的に旧沖縄県立図書館へ移動した文書、と分けられる。

それら三つはそれぞれ目録が作成されており、管見の限り、内務省文書と大正期の旧沖縄県立図書館には、「冠船御世譜」が伝来していなかった。ただし、尚家文書目録である「御蔵本目録」を見ていくと、法政類の項に次のようなものが確認できる。

【史料10】²⁰

法政類	
一、中山官制	一冊
豫備元	
一、備高	一冊
一、士民救助之趣法	一冊
一、官職之部	一冊
……（中略）……	
一、御世譜記事調部日記	一冊
一、冠船御世譜調部同仕次	一冊
……（中略）……	
一、御世譜字誤書替日記	一冊
一、冠船御世譜并大家之系図組立	一冊
清書之一流	

【史料10】が所収する「御蔵本目録」は、鎌倉芳太郎によつて筆写されたものである。外間政明氏によれば、沖縄尚家邸（中城御殿）にあった蔵書目録をもとに作成したという²¹。

それによれば法政類の項に、「御世譜記事調部日記」、「御世譜字誤書替日記」がある。これは「中山世譜」の記事の収録と誤植の修正に関する業務日誌とそれぞれ想定される。その次に、「冠船御世譜調部同仕次」と「冠船御世譜并大家之系図組立清書之一流」がある。まず、前者

は「冠船御世譜」の収録記事の調、「冠船御世譜」に追記する記事（「仕次」と思われる。よって、これらの史料は本稿で検討している「中山世譜訂正案」と近い形と推測される。後者は「冠船御世譜」そのものと、それに収録されている王家の世系図を指すのであろう。

以上のように、「冠船御世譜」は王国が崩壊した「琉球処分」以降も王家に引き継がれ、保管されていたのである。しかし、沖縄戦によって沖縄尚家邸は甚大な被害を被った。こうした混乱の最中、ほかの文書と一緒に散逸したと考えられる。

おわりに

これまでの先行研究では、『中山世譜』の書誌学的な考察や、編纂された背景、引用史料の検討などが行われてきた。本稿は、やや違った視点から、もう1つの『中山世譜』と言える「冠船御世譜」について若干の考察を試みた。繰り返し述べた通り、「冠船御世譜」の実物史料は確認できない。そのため、法量・料紙、そして詳細な内容は不明である（付記2）。しかし、本稿で検討してきたように「冠船御世譜」は、琉球王国の内情（王家の同姓不婚）と対日本関係を冊封使へ隠蔽するために編纂されたものと言えよう。それを指し示すのが「冠船御世譜」の下書きにあたる「訂正案」の存在である。そのため、「訂正案」からも分かるが、『歴代宝案』・『中山傳信録』・『琉球国志略』を情報源として編纂が行われていた。すなわち、冊封使への応答について一貫性を堅持していたのである。

田名真之氏は、蔡鐸が冊封使へ閲覧に供される正史として蔡鐸本『中山世譜』を編纂したと指摘している²²。しかし、それだけでは冊封使への応答に不十分であったため、新しく冊封使向けの正史として『冠船御世譜』を編纂したと考えられよう。

ところで「冠船御世譜」は「訂正案」の存在からも分かる通り、一度作ってしまったばかりというものではなかった。【史料4】でも紹介した様に、崇元寺の位牌に文字の誤記があった。そこで王府は、首里城内の史書を点検し誤字の修正を行った。そのときにも、首里城内で保管されている史書の書き替えを行ったが、その中にも「冠船御世譜」が含まれていた。

それは【史料9】の目録にも見えることから、冊封使渡来に備えて、定期的な編集を行っていたのである。

以上、大きく分けて『中山世譜』は三種類あったと言えよう。琉球王国の正統な歴史を記録した『中山世譜』、日本との関係をまとめた『中山世譜附巻』、そして中国へ琉球の内情を隠蔽するための『冠船御世譜』であった。

さて、最後に課題を述べておきたい。

『中山世譜』に関する書誌学的な考察は、近年の研究ではやや低調である。例えば、『中山世譜』は沖縄県立博物館・美術館所蔵本があるが、他にも王府文書が移動した尚家文書（那覇市歴史博物館所蔵）にも伝来している。その他、『琉球史料叢書』に収録された横山重本もある（法政大学沖縄文化研究所蔵）。こうした「中山世譜」の諸本を整理していくことも重要と考える。これは今後の課題としたい。

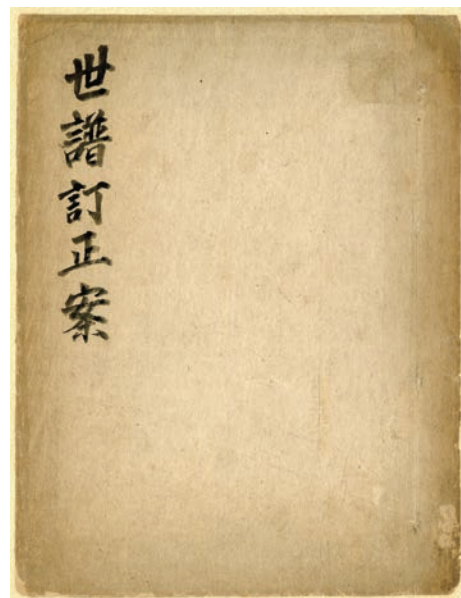
〈付記1〉

本稿を作成するにあたり、田名真之氏・王尊龍氏より多くの御教示を頂いた。ここに記して感謝申し上げる。

〈付記2〉

本稿脱稿後、法政大学沖縄文化研究所で横山重本『中山世譜』を閲覧した。本稿の【史料1】や「中山世譜訂正案」が反映されており、恐らく「冠船御世譜」の写本本と推測される。詳細な検討は、別稿で行いたい。

【写真1】「中山世譜訂正案」表紙（沖縄県立図書館所蔵）



【写真2】「中山世譜訂正案」二頁

＊本史料の伝来経緯が伊波普猷によって書かれている。



【写真3】「中山世譜訂正案」記事
「御世譜十之卷」尚穆王様御録の項



¹ 田名真之「自立への模索」(豊見山和行編『日本の時代史一八 琉球・沖縄史の世界』吉川弘文館、二〇〇三年)。

² 『中山世鑑』と『中山世譜』の概括的なものとして、東恩納寛惇「中山世鑑・中山世譜及び球陽」(伊波普猷ほか編『琉球史料叢書 第五巻』名取書店、一九四一年)、田名真之「史書を編む―『中山世鑑』・『中山世譜』」(同『沖縄近世史の諸相』ひろぎ社、一九九二年)、同「王府の歴史記述―『中山世鑑』と『中山世譜』」(島村幸一編『琉球 交叉する歴史と文化』二〇一四年)、木村淳也「琉球史書の特質と問題 東アジア国際関係を軸として」(『交響する東方の知 漢字文化圏の輪郭』明治書院、二〇一四年)がある。また、収録記事の検討として、島村幸一「琉球の『歴史』記述―夏氏(内嶺家)・毛氏(豊見城家)の家譜記事と正史叙述を中心に―」(『立正大学大学院紀要』第二十九号、二〇一三年)、呉海燕「蔡鐸本『中山世譜』の編纂特性について―『中山世鑑』との比較を通して―」(『沖縄芸術の科学』第二十六号、二〇一四年)、同「『中山世鑑』における中国古典の引用について」(『沖縄芸術の科学』第二十八号、二〇一六年)などがある。

³ 麻生伸一「一八、一九世紀における琉球国の外交儀礼―起請文と冠船に関する儀礼を中心に―」(『歴史学研究』第一〇四七号、二〇二四年)。
⁴ 『道光十八年 冠船付評価方日記 上』(『国立台湾大学図書館典蔵琉球関係史料集成 第四巻』国立台湾大学図書館、二〇一七年、一二頁)。
⁵ 尚家文書一五四号「大清同治五年丙寅二月二十六日より十二月十二日迄 冠船付廻文四 共四冊 評定所」(那覇市歴史博物館所蔵)。

⁶ 『中山傳信録』(那覇市企画部市史編集室編『那覇市史 資料篇第一巻 三 冊封使録関係資料(原文編)』那覇市役所、一九七七年、一四一頁)。
⁷ 尚家文書四〇八号「明治二年 己巳十月中日記」(那覇市歴史博物館所蔵)。

⁸ 「中山世譜訂正案」(沖縄県立図書館所蔵)。

⁹ 右同「中山世譜訂正案」。

¹⁰ なお、田名真之氏は「中山世譜訂正案」に触れ、冊封使向けの説明として、王家の同姓不婚を実施していることを指摘している(同「琉

球家譜の成立と門中」歴史学研究会編『系図が語る世界史』青木書店、二〇〇二年、一一七頁)。ただし、田名論文では「中山世譜訂正案」の史料学的な検討はなされていない。

¹¹ 前掲注(8)「中山世譜訂正案」。

¹² 『蔡温本 中山世譜 正巻』(沖縄県教育委員会、一五三頁)。

¹³ 前掲注(8)「中山世譜面訂正案」。

¹⁴ 前掲注(8)「中山世譜面訂正案」。なお、引用の詔勅の訓読は『歴代宝案 訳注本第一冊』(沖縄県教育委員会、一九九四年)を参考にした。

¹⁵ 一線の勅書は、一〇一―二四文書(『歴代宝案 校訂本第一冊』沖縄県教育委員会、一九九二年、二三頁)、二重線の詔書は、一〇一―二三文書(同上、『歴代宝案 校訂本第一冊』、二三頁)。

¹⁶ 田名真之『歴代宝案』の編集と琉球家譜(『第一二回 琉球・中国交渉史に関するシンポジウム論文集』沖縄県教育委員会、二〇二〇年、三三頁)。

¹⁷ ただし、近世琉球の段階で明代から清代にかけての詔勅は全て保管されていた訳ではない。とりわけ、明代の詔勅は島津氏の琉球侵攻や明清交替の影響により失われたとされる(渡辺美季「琉日関係における明清詔勅」『第一二回 琉球・中国交渉史に関するシンポジウム論文集』沖縄県教育委員会、二〇二〇年)。そのため「冠船御世譜」に引用された詔勅は『歴代宝案』に収録されたのみの詔勅が引用されたと推測される。

¹⁸ 前掲注(2)東恩納論文。

¹⁹ 首里王府文書の移動や来歴については、田名真之「琉球王国と尚家」(那覇市歴史博物館編『国宝「琉球国王尚家関係資料」のすべて 尚家資料／目録・解説』沖縄タイムス社、二〇〇六年)、我部政男「新文書発見の経過と期待」／高良倉吉「評定所文書をめぐる状況」(『旧琉球藩評定所書類目録』浦添市教育委員会、一九八九年)、木崎弘美「琉球関係史料伝来の歴史的背景」(同『近世外交史料と国際関係』吉川弘文館、二〇〇五年、初出一九九九年)、外間政明「尚家継承古文書の既存目録と評定所文書」(『尚家関係資料総合調査報告書Ⅰ』那覇市市民文化部歴

史資料室、二〇〇三年）、深澤秋人「尚家文書の全体像と現状―東京尚家邸の目録と史料群の伝来―」（『档案修復与歴史資料の数字化―第六届東亜史料研究編纂機構聯席會議論文集』社会科学文献出版社、二〇二〇年）などの研究がある。

²⁰ 「御蔵本目録」（沖縄県立芸術大学附属研究所編『鎌倉芳太郎資料

集（ノート篇）第三卷 歴史・文学』沖縄県立芸術大学附属研究所、二〇一五年、一〇頁）。

²¹ 前掲注（19）外間論文。

²² 前掲注（2）田名論文一九九二、一二頁。